

水産政策審議会資源管理分科会

第101回議事録

水産庁

水産政策審議会第101回資源管理分科会

議事次第

日 時：令和2年5月27日（水）10:00～12:28

場 所：三番町共用会議所 2階 大会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第330号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（令和2年漁期のまさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量の設定等）について

諮問第331号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設定等）等について

諮問第332号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項及び第58条の2第4項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

【審議事項】

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について

【報告事項】

漁獲可能量留保枠の配分について

漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 おはようございます。予定の時刻となりましたので、ただいまから第101回資源管理分科会を開会します。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の廣野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

いつものとおりですが、皆様の前にはマイクがございます。御発言の際には挙手いただき、マイクの電源を入れてから御発言をお願いします。

また、本日はコロナ対応ということでウェブ参加の方もございます。ウェブ会議で出席の方におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートにしてくださるようお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされています。本日は資源管理分科会委員9名中6名の方が会議場での出席、また2名の方がインターネットを介してのウェブ会議で出席されております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

では、次に配付資料を確認いたします。お手元の封筒の中の資料ですが、まず議事次第がございます。その次に資料一覧がございます。資料1から資料7、その他までございます。会議中でも結構ですので、過不足等ございましたら事務局の方にお申し出いただければと思います。

カメラの方はいらっしゃらないようですが、報道関係のカメラ撮りはここまでといたします。よろしくお願ひします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願ひします。

○山川分科会長 本日は委員の皆様、このような御時世の中お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

新型コロナの緊急事態宣言は、御案内のとおり一昨日に解除ということになったわけですが、引き続き感染拡大を防止するという観点から、不要不急の会議は自粛すべきだろうというふうに思われるところでございます。しかしながら、この資源管理分科会は令和2年度のTACの審議を行う等、非常に重要な審議事項を有する会議でございますので、不要不急の会議ではないというふうに判断いたしまして開催させていただくということになりました。

なお、できるだけ長距離移動を行わないという観点から、本日は関東近辺に在住の委員

の方のみにこの会場にお集まりいただき、それ以外の委員の方々につきましては、オンラインで御参加いただくということになってございます。よろしくお願いいたします。

あと本日御出席がかなわない委員や特別委員の方々にも事前に本日の資料をお送りさせていただいて、御意見のある場合には事前に事務局に送付していただくということになってございます。何件か御意見を頂いているようですので、会議の途中で事務局から紹介していただくこととなります。

では、よろしくお願いいたします。では、座って議事に入らせていただきます。

本日は諮問事項が3件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

では、まずこれより諮問事項に入ります。

まず、諮問第330号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（令和2年漁期のまさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量の設定等）についてということです。

まずは、マサバ及びゴマサバにつきまして事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしくお願いいたします。

資料2-1をお願いいたします。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

2水管第343号。令和2年5月27日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の変更について（諮問第330号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年12月4日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料2-1の別紙が基本計画変更に関する新旧対照表でございます。主な内容につきましては、資料2-2及び資料2-3で御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、令和2年漁期のマサバ及びゴマサバのTAC（案）及び配分（案）の説明に移ります。

最初に、資源評価の結果につきまして漁場資源課長から説明をいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の江口でございます。

それでは、資料の右肩に書いてあります資料2-2の方を御覧ください。よろしゅうございますでしょうか。

マサバ及びゴマサバの令和元年度資源評価結果について御説明をさせていただきます。

マサバ、ゴマサバは全部で4系群ございますけれども、まずマサバの太平洋系群の方から御説明をさせていただきます。

当系群は、産卵場が主に伊豆諸島周辺海域であり、このほか足摺岬、室戸岬周辺の太平洋南部などがございます。

漁場は、主として北海道の東、道東から熊野灘・紀伊水道にかけてでございます。

次をおめぐりください。

漁獲の動向として漁獲量の推移を示させております。1978年がピークでございまして、121万トンに達しております。その後減少いたしまして3万トン程度まで落ち込みましたけれども、その後増減を繰り返しまして、2013年以降は増加をしております。2018年には29万8000トンを漁獲しております。中国、ロシアも漁獲しております。

次、資源評価の流れでございまして、こちらの方については省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

資源の動向でございまして、80年代から低水準でございましたけれども、2013年に大きな加入がございまして、資源量が341万トンとなりました。その後更に増加をいたしまして、2018年には560万トンと推定されております。

また、親魚量の推移を見ますと、2018年の親魚量は118万5,000トンと推定しております。動向は増加と判断をしております。

次に、本系群のMSY、最大持続生産量について御説明をさせていただきます。

本系群のMSYは37万2,000トンとなっておりまして、MSYを実現する親魚量は154万5,000トンとなっております。

次のページをお願いいたします。

上の図でございますけれども、これは神戸チャート、又は神戸プロットと呼ばれておりまして、水産資源と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で、過去から現在までの推移を示しております。現状も含めて全ての点が赤の範囲で推移をしております。親魚量はMSYを実現する水準を下回っております。漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を上回っているという状況でございます。

次に、下の表でございます。これは将来の親魚量及び漁獲量の推移を安全係数ごとに親魚量が目標管理基準値以上となるような漁獲シナリオで将来予測を行ったものでございます。上の表の方は、将来の親魚量の平均値の推移を示したものでございます。下の表は、将来の漁獲量の平均値の推移を示したものでございます。

いずれも安全係数、 β 1、これはMSY水準を達成する漁獲圧でございますけれども、1～0.7までの0.1刻みで将来予測を行っております。

欄外のオレンジの部分がございましてけれども、これは2030年漁期に親魚量が目標管理基準値154万5000トンを上回る確率を示させていただいております。その確率が50%を上回るのは β が0.9、52%となっております。

将来の漁獲量の平均値は、例えば β 0.9の場合ですと2020年に一旦減少して、その後一旦増加した後、MSYをやや上回る水準に近づいていきます。

次のページをお願いいたします。

次に、マサバ対馬暖流系群について御説明いたします。

当該系群は、漁場が東シナ海、韓国沿岸、九州北西岸、日本海西部でございまして、産卵場は東シナ海南部の中国沿岸～東シナ海中部、九州・山陰沿岸にわたっております。

下の方を見ていただければと思います。漁獲の動向については、1996年に41万トンまで増加して以降、おおむね8万トンから12万トンで推移をしております。2018年の漁獲量は日本が15万トン、韓国が14万トンでございます。このほか中国の漁獲もございましてけれども、マサバとゴマサバの魚種別漁獲量等の情報はございませんので、評価には含んでおりません。

次のページをお願いいたします。

上の方は評価の流れでございますけれども、ここでは省略させていただきます。

下の資源の動向でございますけれども、2018年の資源量は65万トンと推定されております。また、親魚量の推移を見ますと、2018年の親魚量は23万8,000トンと推定しております、動向は増加と判断をしております。

次のページをお願いいたします。

本系群のMSYについての説明でございます。本系群の最大持続生産量、MSYは32万3,000トンとなっております。MSYを実現する親魚量は31万トンというふうになっております。

下の図は神戸チャートでございまして、1980年頃～1990年頃、これは緑の範囲を推移する一方で、2000年頃から赤の範囲に推移しております。現状の親魚量はMSYを実現する水準を下回っておりまして、漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を上回っているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。

これは将来の親魚量、漁獲量の推移を安全係数ごとに親魚量が目標管理基準値以上となるような漁獲シナリオで将来予測を行ったものというものでございます。上の方は将来の親魚量の平均値の推移、下の方は将来の漁獲量の平均値の推移を示しております。

ここでは安全係数、 β を1～0.8まで、これで将来予測の比較を行っております。欄外のオレンジのところは、2030年漁期に親魚量が目標管理基準値31万トンを上回る確率を示しております。その確率が50%以上上回るのは β が0.95、58%となっております。

将来の漁獲量の平均値は、例えば β が0.95の場合ですと2020年は一旦減りますけれども、その後増加に転じ、MSY水準に近づいていくという状況でございます。

なお、本系群の漁獲量の将来予測は暦年で行われる一方で、TAC管理は7月～翌年6月の漁期ということで、右下の表のとおり暦年の漁獲量を基に漁期年の漁獲量を算定させていただいております。

次、その下でございます。これはゴマサバ太平洋系群でございます。

当該系群の漁場は、主に北海道の道東から土佐湾～日向灘にかけてでございます。産卵場は主に伊豆諸島の周辺から西の黒潮周辺域でございます。

次のページをお願いいたします。

漁獲の動向でございまして、2010年漁期に19万1,000トンと高い水準を示しておりますが、2011年以降は減少傾向となって、2018年漁期は3万4,000トンとなっております。

ります。

資源評価の流れについては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

資源の動向でございますけれども、資源量は2009年、2010年に高い水準になりましたが、それ以降は減少傾向を示しておりまして、2018年には12万4,000トンと推定されております。動向は減少と判断しております。

次、下でございますけれども、これは昨年度評価からの修正についての御説明でございます。2018年漁期までの漁獲データや2019年度までの産卵量データを追加して、2018年度から過去の年度までの値を更新したところ、加入尾数や親魚量の下方修正となりまして、低い加入が続いていることが推定されております。

次のページをお願いいたします。

これは、本系群のMSYについての御説明でございます。本系群のMSYは、10万5000トンとなっております。MSYを実現する親魚量は16万トンとなっております。

下の方は神戸チャートでございます。1997年～2005年までは赤の範囲で推移する一方で、2007年、10年、12年、13年は緑の範囲を推移しております。現状の親魚量はMSYを実現する水準を下回っておりまして、漁獲圧はMSYを実現する水準を上回る状況というふうになっております。

次のページをお願いいたします。

これは将来の親魚量及び漁獲量の推移についての御説明でございます。安全係数ごとに親魚量が目標管理基準値以上となるような漁獲シナリオで将来予測を行ったものでございます。

上の表は将来の親魚量の平均値の推移、下の方は将来の漁獲量の平均値の推移を示しております。

ここでは安全係数 β を1～0.7まで、0.1刻みで将来予測を比較しております。オレンジの欄のところは、2030年漁期に親魚量が目標管理基準値16万トンを上回る確率を示しております。その確率が50%を上回るのは β が0.9以下となっております。将来の漁獲量の平均値は、いずれも2020年に一旦下がりますけれども、その後は上昇し、MSY水準に近づいてまいります。

次に、ゴマサバ東シナ海系群について御説明いたします。

当該系群は、主な漁場は東シナ海から九州南部沿岸で、産卵場は東シナ海中部、あるいは

は南部～九州南部沿岸、それから九州西岸にも至っております。

次のページをお願いいたします。

漁獲の動向でございますけれども、1970年以降、5万トン前後で推移をいたしております。2018年は4万1,000トンとなっております。韓国は7万4,000トンを漁獲しております。この資源も中国の漁獲がございますけれども、先ほどのマサバと同様、ゴマサバとマサバの区別がつかないなど情報が少ないため、評価には含んでおりません。

下の流れについては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

資源の動向でございますけれども、2018年の資源量は、20万4,000トンと推定されています。また、親魚量の推移を見ますと2018年の親魚量は8万7,000トン、動向は増加となっております。

下の方は本系群のMSYについての説明でございます。本系群のMSYは7万6,000トンとなっております。MSYを実現する親魚量は11万トンとなっております。

次のページを御覧ください。

神戸チャートでございます。ほとんどが赤の範囲を、又はそれに近いところで推移をいたしております。現状の親魚量はMSYを実現する水準を下回っておりまして、現状の漁獲圧はMSYを実現する水準を上回っているという状況でございます。

次でございます。将来の親魚量及び漁獲量の推移についてでございます。上の方は将来の親魚量の平均値の推移、下の表は将来の漁獲量の平均値の推移でございます。ここでは安全係数、 β を1～0.8までで将来予測を比較しております。欄外のオレンジのところは2030年漁期に親魚量が目標管理基準値31万トンを上回る確率を示しております。その確率が50%を上回るのは β が0.95よりも下というふうになっております。

将来の漁獲量の平均値は、例えば β が0.95の場合ですと、2020年は下がりますけれども、その後増加に転じて、2023年以降は2019年以上になり、増加してMSY水準に近づいてまいります。

説明は以上でございます。

○資源管理推進室長 続きまして、マサバ、ゴマサバのTACの設定及び配分の説明に入ります。

24ページ、資料2-3を御覧ください。

マサバ及びゴマサバのTACの設定の考え方につきましては、これはMSYベースの資

源評価・資源管理を先行して実施する魚種ということで、前回、第 100 回の資源管理分科会において報告事項としまして、本年 2 月に福岡及び東京で開催しました資源管理方針に関する検討会、「ステークホルダー会合」とも呼んでおりますが、この会議の結果の概要を御説明させていただきました。それに沿った考え方に基づいて設定をするということでございます。そのときの説明で使用しました資料について、資料の別添 1、2 として 28～42 ページに添付してございますので、詳細については後ほど御参照いただければと思います。

24 ページの方でございますけれども、まず 1 の (1) として設定の考え方でございますが、採捕の実態を考慮してマサバとゴマサバは一括の管理とすると。その上で、太平洋の海域と日本海の海域のそれぞれについて、魚種別に (2) に示しました漁獲シナリオの考え方に基づいて算定された A B C のうちの日本の E E Z 分の合計値を T A C とするという考え方でございます。

(2) の漁獲シナリオの考え方でございますが、マサバ、ゴマサバ、いずれの系群についても、先ほどの資源評価結果の御説明のとおり、限界管理基準値以上の資源水準にあるということで、(1) の①の考え方に基づくということになります。

その下の (3) の表に太平洋の海域 50 万 1,000 トン、日本海の海域 22 万トンという T A C (案) をお示ししてございますが、個々の内訳につきまして、その下の参考 1 で御説明いたします。

まず、マサバの太平洋系群でございますけれども、先ほどの資源評価結果の説明にありましたとおり、安全係数の β につきましては、資料 2-2 の 12 ページ、スライド 8 の親魚量に係る将来予測等に基づきまして、10 年後に 50%以上の確率で目標管理基準値である 154 万 5,000 トンを達成する 0.9 を採用すると。その上で A B C の全量を日本の E E Z 分とするということで、T A C としては 47 万 7,000 トンとなります。

次に、めくっていただいて、ゴマサバの太平洋系群でございますが、こちらについては同様に、 β について、資料の 20 ページ、スライド 23 の将来予測に基づきまして、 β としては 0.9 を採用、A B C の全量を日本 E E Z 分として、T A C としては 2 万 7,000 トンとなります。これら二つの数字を合計しまして、太平洋の海域のマサバ及びゴマサバの T A C については 50 万 1,000 トンとなります。この太平洋のトータルの数字、あと将来予測も含めたものにつきましては 35 ページのスライド 14 に表としてお示ししてございますので、後ほど将来予測も含めたものということで確認いただければと思います。

次に、日本海の海域でございます。マサバの対馬暖流系群につきましては、資料 2-2、16 ページのスライド 15 の将来予測に基づきまして、 β については 0.95 を採用し、ABC としては 25 万 2,000 トン、これを暦年から漁期年に換算しまして 26 万 5,000 トンとなり、ABC のうち日本の EEZ 分を 70% として、0.7 掛けということで TAC としましては 18 万 6,000 トンとなります。

次に、ゴマサバ東シナ海系群でございますが、これも同様に、資料の 23 ページ、スライド 30 の将来予測に基づきまして、 β としましては 0.95 として、ABC は 3 万 3,000 トン、これを暦年から漁期年に換算しまして 3 万 6,000 トン、ABC のうち日本の EEZ 分は 95% として 0.95 掛けということで、TAC は 3 万 4,000 トンと。これら二つの数字を合計しまして、日本海域のマサバ、ゴマサバの TAC につきましては 22 万トンとなります。この日本海トータルの数字については将来予測も含めて、資料の 42 ページのスライド 13 の方にお示ししてございます。

資料の 25 ページに戻っていただきまして、下の方、参考 2 として近年のマサバ及びゴマサバの TAC の推移を表にお示ししてございます。

令和 2 年度漁期の TAC は対前年漁期で太平洋の海域は 20 万トン強の減、日本海の海域は約 4 万トンの減ということになりますけれども、いずれにつきましても近年の漁獲実績からすると厳しい漁獲制限が求められるという状況ではないというふうに考えております。

続きまして、配分についてでございますが、資料の一番最後の 65 ページに別添として添付しております「漁獲可能量 (TAC) の配分シェアの見直しについて」、この考え方にに基づきまして大臣管理漁業及び都道府県に配分することとしております。具体的な配分は、資料の 27 ページに図でお示しをしております。

説明は以上でございますけれども、この令和 2 年漁期のマサバ及びゴマサバの TAC、そしてこの後御説明いたします、ズワイガニの TAC につきましては、5 月 30 日を提出期限としてパブリックコメント手続を実施しているところでございます。手続終了後、提出された意見を精査しまして、原案に大きな変更が生じることとなった場合は、再度分科会の方に諮問することとし、変更がなければ原案のとおり承認することとしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

大森委員。

○大森委員 ちょっと教えていただきたいんですが、17 ページのゴマサバの太平洋系群のところ。ここは中国のゴマサバの漁獲の実績を把握されていると、そういうことになるんでしょうか。

○漁場資源課長 ゴマサバとマサバの方の分類ができないということになりますので、ゴマサバだけというのはデータとしては、ないということです。

○大森委員 それ以外のところは、先ほど説明があったように「中国の漁獲は含みません」という※印があるんだけど、ここだけでなく、それでグラフのところには中国の実績が、例えば 2015 年辺りとか付いていますよね。それ以降も若干付いているのかなというのが。その辺の違いが何かあるのかどうか、それを教えていただきたいということです。

○漁場資源課長 後ほど御説明させていただきます。

○大森委員 その上で、マサバ、ゴマサバの分類というのが中国はなかなか難しいということですが、中国の全体の漁獲というのを、これは各系群全てに関わることだと思いますけれども。実際、我が国の E E Z 内の評価ということではあるのですが、全体の海域の中で中国がどの程度漁獲をして、それがどういう影響を及ぼしているのか、そういうことをちゃんと評価しながら全体の M S Y を含めたところにつながっていかないとはいけませんので。国際的に中国との交渉の中でサバに関するデータ、これをしっかりと把握できる、そこをしっかりとやっていただきたいということと、今のお考えがあれば教えていただきたいということでございます。

○山川分科会長 では、江口漁場資源課長、よろしくお願いします。

○漁場資源課長 先ほどの中国の件ですが、中国の漁獲とか、あと国内の方の研究の方から推定をいたしまして、ゴマサバの部分については中国分ということで推定しているという状況でございます。

それと、今御指摘のあったように中国の漁獲の情報がなかなか手に入らないということでございまして、まずは先ほど申しましたように中国の漁獲量は、マサバ、ゴマサバの魚種別というのが計上されていないということですか、直近の値が得られていないという状況を踏まえまして、資源量を反映する指標を用いて計算値を補正しているという状況でございます。補正に用います指標の追加とか、そういうものの改善を行っております。

す。

また、日中の海洋生物専門家小委員会というのがございまして、そこでも引き続き漁獲情報に関する情報交換、これを求めておりまして、また引き続きしっかりと求めていきたいというふうに思っております。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

今データの御説明で、中国の資料の推計でゴマサバの太平洋系群の部分だけは載せたということであれば、本当にそういう情報が、少しデータが遅いものなのかどうかも含めてですけれども、ほかの系群、マサバのところも含めて、そういう推計をしていくということも交渉をしっかりとやっていただくということ等含めて、いろいろ研究をお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○漁場資源課長 改善に努めてまいりたいと思ひます。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

審議官、よろしくお願ひします。

○資源管理部審議官 すみません、ちょっと補足させていただきます。

今江口課長が言ったのは、どちらかという東シナ海の話でございまして、太平洋の系群については資料の 33～34 ページに書いてございますけれども、N P F C の対象魚種でございまして、N P F C を通じてデータ収集や、よりしっかりと管理措置の導入に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにもございませうでしょうか。

坂本委員。

○坂本委員 大森委員の方から中国のことについてお話がありましたので、私の方からは太平洋におけるロシアのことで。

特に領海内におけるロシアのマサバを中心としたサバ類の漁獲についてなんですけど、以前のときにも私の方もお話ししたんですけど、ロシアの領海内、日本の領海内におけるサバの漁獲というのはマサバの資源に関して影響を与えない程度の漁獲であるというように水産庁さんの方からお話があったんですけど、実際の漁獲の量であるとか、さらにま

た、これが領海内であるということから、沿岸の漁業者の方がすぐ見えるようなところで大きな船が漁獲をしているというようなことが見受けられるわけでありまして、そういった意味からロシアの、特に日本の領海内におけるサバの漁獲。ロシアはかなりサバ資源に関して関心を持っているというようなことも聞いておりますので、そこにつきましては今後とも水産庁さんの方でよろしく、ロシアとの話というか、そういうものを進めていっていただければと。日本の領海内におけるサバの資源の管理というのを一まあ、日本の船だけが取っているわけではないということなんで、そののところがよろしくお願ひしたいという意見であります。

○山川分科会長 では、藤田資源管理部長、よろしくお願ひします。

○資源管理部長 ロシアとの関係で、日本の 200 海里内で地先沖合交渉に基づきまして、ロシアの船がマイワシですとかマサバを日本の 200 海里内で取るという形になっております。これにつきましてははっきり、今委員がおっしゃいましたように国内の資源管理の状況、あるいは漁業の実態を踏まえながら管理をしていくということで交渉にも臨みたいというふうに考えております。引き続きそのように対応していきたいと思っております。

○坂本委員 よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 田中です。一つコメントと一つ質問。

コメントは、今年新しい管理方式に移行するというところで、この方式でいいと思うんですけども、ステークホルダー会議でいろいろ懸念が出ていたと思うんです。それはどういうことかという、生物学的な問題で、温かい水になると増えるゴマサバと冷たい水になると増えるマサバが、資源管理すれば同時に増えるのかと。そんなことはあり得ないという意見だったと思うんです。今はサバが、マサバの方がたくさんいるので全体として大きな問題にはならないんですが、これレジームシフトが起こって激減すれば、総枠は減るわけです。この予測のシミュレーションだと、ずっと将来、平均値がある水準を維持できるように見えるんですけども、実際にはそうはならないという懸念がたくさん出されていたと思うので、その点、これを担当されているのは機構の方ですか、何か新しく検討をお願ひしたいということが最初のコメントです。

質問は、今 N P F C の話が出たんですけども、将来、これ国際資源としてマサバ、ゴマサバを一マサバですか、ゴマサバを管理していくことになるのかどうかという点につい

での質問です。

○山川分科会長 コメントについては、御意見いただいたということによろしいでしょうか。

では、江口漁場資源課長、よろしく申し上げます。

○漁場資源課長 今回のレジームシフト、現状がどのくらい続くということが予想するのはなかなか困難でございますので、そういう理由から今回の場合は考慮しておりませんが、今後目標管理基準値とか漁獲管理規則、こういうものにつきましては定期的に見直す中で、レジームシフトと資源変動の関係等につきまして科学的な知見が集積されてくれば、そのような知見も踏まえながら算定等に組み込みたいというふうに思っております。

○山川分科会長 後半の質問につきましては、太田審議官よろしく申し上げます。

○資源管理部審議官 サバ類ですが、日本の 200 海里だけで漁獲が完結していれば、日本の国内問題として済むんでしょうけれども、現実問題として資源が増えてくると公海域まで資源が拡大して行って、そこで外国漁船が漁獲しているという実態がございますので、日本だけで管理していても完結しないという状況になってきております。

それで、先ほども 33 ページ、34 ページのところで書いてありますという話をしましたけれども、特に 33 ページにサンマとサバの両方が載っていますが、ちょっと違うのはサンマの場合はマグロと同じような高度回遊性魚類で、基本的には沿岸国と公海における漁業国は同じ立場で協力しろということだと思んですが、サバの場合はストラドリング・ストックということで若干性質が違います。特に 34 ページの上の方のスライドですけれども、ここに国連海洋法の中で考慮すべき事項というのを右の赤い囲みで書いてありますけれども、こういうことも踏まえながら日本としてしっかり管理をして行って、かつ、それを国際的に広げていくような形を取っていききたいというふうに思っております。当然そのときに我々として言いたいのは、伝統的に日本の 200 海里以内でサバを取ってきたわけですから、そういう沿岸国としての権利というのをしっかりと主張していききたいというふうに考えております。

以上です。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。ストラドリング・ストックということで、日本に資源の管轄権があるということを主張されていくということです。ですから、主張するという意味では、資源管理もちゃんとやっていないと主張できないので、早めに何か導入さ

れていくことが大事じゃないかと思えますけれども。

ありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に会場の委員の方から御意見ございませんでしたら、本日出席いただけなかった方からの御意見等について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 マサバ、ゴマサバの関係につきましては谷委員、あと若狭委員から御意見を書面で頂いております。

まず、谷委員からです。漁獲可能量留保枠の配分について御意見を頂いております。具体的には大中型まき網漁業で本年 11 月から北部太平洋におけるサバ類を対象とした自主的な I Q 的数量管理を予定していると。I Q の制度では、計画的に操業を行うために、漁期初めに船舶ごとの割当量を明確にする必要があるということで、留保の対象から除外すべきではないかと。また、今回提案されている国の留保枠についても自主的な I Q 的数量管理の漁獲枠相当分を追加配分してほしいという意見でございます。

これにつきましては、I Q の特性の一つとして、I Q が導入された漁業においては個々の漁業者が漁獲できる量があらかじめ確定しているということで、漁業者自らの判断で操業なり漁獲を管理できるということはあるかと思えます。この特性に鑑みると、この留保枠の設定、あるいは留保枠からの配分の対象から除外すべきではないかという考え方については一理あるのではないかと考えております。

したがって、今後、改正漁業法に基づく I Q 制度の運用方法を検討していく中で考慮していきたいというふうに考えております。

他方、現在、資源管理計画の下で自主的な I Q 的数量管理の試験的な実施ということでやられているわけですが、そこでの留保枠の扱いということにつきましては、留保枠本来の位置づけ、つまり資源の来遊状況に応じて配分していくという留保枠本来の位置づけの中で、特定の漁業に関しての漁獲枠相当分というのをどういうふうに整理するのかということもございますので、この点については関係者の御意見も伺いながら検討していきたいというふうに考えております。

あと、同じく谷委員と若狭委員からは、先ほど来話が出ておりますけれども、国際的な資源管理について国としてしっかり進めていくようにという御意見を頂いております。国際関係については相手がある話ではございますけれども、関係者の皆様の御理解、あるいは御協力を得ながら引き続きしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。ただいまの御説明、よろしいでしょうか。

では、御意見、よろしく願いいたします。

では、ほかに御発言等ございませんようでしたら、マサバ及びゴマサバのT A C設定と配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして、ズワイガニについて、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○漁場資源課長 それでは、ズワイガニの方の資源評価結果の方について御説明をさせていただきます。

資料2-4の方を御覧ください。

まず、日本海系群A海域についての御説明をさせていただきます。

A海域は富山県以西でございますけれども、多くが沖合底びき網、ほかに小型底びき網、カニかご漁業によって漁獲されております。韓国もこの資源、系群を漁獲してございます。

次のページをお願いいたします。

漁獲の動向についてでございますけれども、漁獲量は1960年代半ばと1970年頃にピークを迎えまして、1万4000トンを超えておりましたけれども、急減し、その後はまた増加し、2007年には約5,000トンに増加をしております。しかし、また減少に転じまして、2018年には2,804トンというふうになっております。

韓国の2018年の漁獲量は2,184トン。これは日韓暫定水域内の漁獲を含んだものでございます。

資源評価の流れについては、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

資源の動向でございますけれども、2019年は2万900トンと推定しております。親魚量も同様に変動いたしまして、2019年は3,700トンと推定しております。

Blimitとしては1999年以降、資源が回復したことがある最も少ない親魚量であります。2002年の親魚量1,500トンを設定して、2019年の親魚量はこれを上回っているという状況でございます。

また、資源の水準といたしましては、沖底の資源密度指数の最高値と0の間を三等分い

たしまして高中低と判断しております。水準は中位、動向は直近5年の資源量の推移から増加と判断しております。

次のページをお願いいたします。

これは2020年漁期のABCでございますけれども、加入量が2018年までは比較的良好な一方で、2021年までは減少すると見込んでおります。今後の加入を考慮いたしまして、従来と同様に親魚量を維持することを管理目標としまして、これらの状況を考慮して漁獲シナリオやABCを算定しております。

近年の平均親魚量の維持のシナリオにおけるABCとしては、3,400トンというふうになります。

次、下の方、日本海系群B海域の御説明をさせていただきます。

B海域は、新潟県以北の海域でございます。主に小型底びき網と刺し網で漁獲をされております。新潟県、山形県、秋田県が漁獲をしておりますけれども、8割程度が、新潟県が漁獲しております。

次に、漁獲の動向でございますけれども、漁獲量は、1960年代は約1,000トン、1980年代には約800トンのピークがございました。その後減少いたしまして、1990年以降は200トンから400トンで推移しておりまして、2018年は227トンでございます。

資源評価の流れについては、省略させていただきます。

次に、資源の動向でございます。

資源量の方は、2015～2017年は3,300トンから4,000トンで推移いたしてしておりまして、2018年には減少いたしまして2,600トンと推定されております。

また、親魚量は2010年以降の減少傾向から2017年に増加をいたしまして、2018年は1,110トンと推定されております。

次に、資源の動向でございますけれども、直近5年間の資源量の推移から横ばいと判断しております。

次のページをお願いいたします。

2020年漁期のABCといたしましては、親魚量の確保のシナリオの場合ですと500トンから610トンというふうになっております。

次に、北海道西部系群でございます。

この系群は、主にズワイガニかご漁業で漁獲をされております。

次のページをお願いいたします。

漁獲量は、2018年漁期は15トンでございます。2009年から2017年漁期の漁獲量が低迷をしているという状況でございますけれども、漁獲努力量が減少しているということによるものだと考えております。

次のページの資源評価の流れは飛ばしまして、資源の動向を説明いたします。

C P U Eから判断をいたしております、2018年漁期の資源水準は中位と、C P U Eの推移から動向は横ばいと判断しております。

下の表で、2020年漁期のA B Cでございますけれども、知事管理漁業における複数の制限条件など、資源の持続的利用のために管理が資源の持続的利用に奏功しているというふうに考えておまして、1997年漁期以降、最大漁獲量である43トンを2020年漁期のA B Cとして提示をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

オホーツク海系群についての御説明でございます。

当系群は日本水域からロシア水域に分布をしておまして、季節移動をしている可能性が高い系群でございます。日本漁船は分布域の南端部の資源を漁獲しているというふうに考えておまして、沖底—沖合底びき網漁業と刺し網漁業で漁獲されております。

漁獲の動向でございますけれども、漁獲量は1990年代初めに多く、2004年以降非常に少ない状況でしたが、2015年から増えまして、2018年は804トンとなっております。近年、ズワイガニ狙いの操業が増えたこと等によりまして、近年は漁獲が多少増えてきているというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

流れは省略いたします。

資源の動向でございますけれども、資源の水準は、2018年は中位と判断をしております。また、資源の動向は横ばいというふうに判断をしております。

次のページでございますけれども、当該系群はロシアとのまたがり資源のためにA B Cは算定しておりません。オホーツク海系群、サハリンの東部で数千トン以上の漁獲がされているというふうに推察されておまして、日本漁船による近年の漁獲量が資源に及ぼす影響は大きくないというふうに考えております。参考値として2020年の算定漁獲量として示させていただいております。

次に、太平洋北部系群について御説明いたします。

この系群は、福島県の沖合底びき網漁業が漁獲をしております。

次のページをお願いいたします。

漁獲の動向につきましては、1995年漁期に535トンと過去最高になって以降、増減はありますけれども減少しております。また、東日本大震災以降の漁獲は僅かとなりまして、2018年漁期は5トンとなっております。

次に、下の方でございますけれども、当該資源の評価手法の改良についての説明でございます。

東日本大震災以降、ほとんど漁獲されていないにもかかわらず、調査船調査による資源量の推定値は増加しておりません。調査船調査は生息水深をカバーするように行われておりまして、現在の調査海域よりも深い場所への拡大は考えにくいということでございます。

資源量が増えない要因としましては、漁獲以外の生息環境の変化等によりまして死亡する割合が増加していることが考えられます。

このため、これまでの手法では、自然死亡係数の変化を考慮できていないということを考え、評価手法の改良によって精度向上を図っております。

なお、資源量減少に伴い局所的に分布するようになって、調査でその分布を捉え切れなくなり、推定精度の低下の可能性ということも考えられるため、調査点数を増やす方向で対応しているところでございます。

次のページをお願いします。

改良点といたしましては、年ごとに自然死亡係数を推定する手法へと改良させていただいております。その結果、近年徐々に死亡係数が高くなっていると推定されておりまして、これが、漁獲がないにもかかわらず資源が増えない一因ということを考えております。

次のページをおめくりください。

資源の動向について御説明させていただきます。

資源量は、2008年漁期以降減少傾向となりまして、2018年は451トンと推定されております。

資源水準につきましては、震災前の1997～2010年漁期の資源量の最高値である1,346トンを高位と中位の境界としておりまして、同じく同期の最低値である724トンを中位と低位の境界として判断をしております。

2018年漁期の資源量は451トン、資源水準としては低位ということでございます。また、直近5年の資源量の推移から動向は減少と判断をしております。

2018年漁期後の親魚量は108トン、Blimitで158トンを下回っているという状況にご

ざいます。

次のページをお願いします。

震災以降、漁獲圧が非常に少ない状況が続いているにもかかわらず、資源量が明確に増加をしていないという状況でございまして、近年徐々に死亡係数が高くなっていると推定されていることは先ほど御説明したとおりでございます。この自然死亡係数の上昇についての理由をはっきりとしておりませんが、近年の海底水温の上昇が一因というふうに考えられます。また、そのほかとして、震災の影響でマダラ等の底魚類への漁獲圧が減ったということに伴い、高次捕食者の増加による補食圧の高まりなども考えられますけれども、要因としては特定には至っておりません。

また、先ほど御説明させていただいたとおり、調査地点を追加・拡充しているという状況でございまして、追加調査の結果を踏まえ、資源量推定精度の向上を図ることとしております。

次のページをお願いいたします。

2020年漁期のABCにつきましては、資源水準が低位であり、さらに、自然死亡が高い状態であるということから、Fが0でも2024年漁期の親魚量がBlimitを維持する確率は0%というふうに推定されます。このため、少しでも多くの親魚量を確保することで良好な加入が出現する可能性を高めるため、専獲を避けることを管理目標としまして、ABCは「-」ということを示させていただいております。

以上でございます。

○資源管理推進室長 続きまして、ズワイガニTACの設定について御説明いたします。60ページ、資料2-5でございます。

まず、この2ページ目、61ページにございます参考1の令和元年度資源評価結果の表を御覧ください。各系群について中期的管理方針に合致すると判断された漁獲シナリオごとに算定されたABCが記載されてございます。資源評価の結果、ABCが算定されました日本海系群A海域、日本海系群B海域及び北海道西部系群の三つにつきましては、提示されましたABCのうち最大のもの、つまりこの表の中で、黄色でハイライトされている部分の数字、具体的には日本海系群A海域3,400トン、日本海系群B海域610トン、北海道西部系群43トン、これをTACとして採用することとしたいと考えております。

続きまして、いわゆるまたがり資源でございますオホーツク海系群でございますが、1ページ戻っていただいて60ページの下の方に考え方を示してございます。この系群につ

きましては、従来から系群全体の資源状況が良好な場合に対応できる数量ということで、「近年の最大漁獲量」を基に設定してきております。今回も、この考え方に基づく設定をすることとしておりますけれども、その経緯について若干御説明させていただきます。2 ページ後ろの 62 ページにズワイガニTACの推移をお示ししてございますけれども、オホーツク海系群につきましては、平成 30 年漁期につきまして、過去最大の漁獲量ということで当初 1,000 トンをTACとして設定してございましたけれども、期中に漁獲が好調だったということを受けまして、予想される漁獲量を基に 1,264 トンに増やす期中の改定を行っております。

令和元年の漁期のTACについても、これは平成 30 年漁期が終了する前に設定しておりますので、平成 30 年漁期の 1,264 トン、恐らくこのレベルまで行くであろうという想定の下に、令和元年漁期についても前年度等量で 1,264 トンと設定をしてございます。

他方、結果を見ますと、平成 30 年漁期につきましては、結果としては 1,000 トンに満たない状況で終わったということがあり、令和元年漁期につきましても、まだ漁期は続いてございますが、1,000 トンを超えることはないであろうと見込まれるということで、令和 2 年漁期については、近年最大の漁獲量ということで、1,000 トンということで設定をしたいと考えているところでございます。

最後に、太平洋の北部系群でございます。資源評価の結果としては専獲を避けるということを経営の目標としつつABCは示されていないということになっているところでございます。現在、この海域におきましては、ズワイガニを目的とする操業は行われておらず、少量の混獲があるという実態となっているということを踏まえまして、令和 2 年漁期のTACは前年漁期と等量ということで設定をしたいと考えているところでございます。

62 ページの表に近年のズワイガニTACの推移をお示ししてございますけれども、令和 2 年漁期のTACは、いずれも前年漁期と同レベルのTAC設定ということとなっております。

続きまして資料の 63 ページ、配分でございますけれども、これも先ほどのマサバ、ゴマサバと同様の、一番後ろに付いている紙の考え方に基きまして、TACの一部を国の留保とした上で配分するというので、具体的な配分（案）につきましては 64 ページに図の形でお示ししてございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

特にございませんでしたら、本日御出席いただけなかった方からの御意見等がありましたら、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 ズワイガニのTACにつきましては、書面での意見は頂いていないということでございます。

○山川分科会長 では、特にないようでしたら、ズワイガニのTACの設定と配分につきましては原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 御異論ございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、諮問第330号につきましては、サバ類とズワイガニをまとめてということでございますけれども、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのように決定させていただきます。

諮問第330号につきましては、ただいま御承認を頂いたところではありますけれども、先ほど事務局から御説明がありましたように、令和2年漁期のTACについては、現在、行政手続法に基づくパブリックコメント手続を行っているということでございます。つきましては、寄せられた意見を踏まえて仮に内容を大きく変更することとなった場合は、再度、分科会に意見を聴いていただくということにしたいと思っております。

なお、答申に当たりまして、事務手続上の部分的な修正ですとか文言の訂正等につきましては私に御一任いただけるとありがたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、次に諮問第331号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更(令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設定等)等についてということで、事務局から資料の御説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料3-1をお願いいたします。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

2水管第336号。令和2年5月27日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第331号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（令和元年12月26日公表。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料3-1の別紙が基本計画の変更案を新旧対照表の形でお示ししたものでございます。

主な内容につきましては、資料3-2で御説明させていただきたいと思っております。

資料3-2の12ページの上段、スライド番号で22を御覧ください。

これから御説明させていただく主な項目をお示ししてございます。

特に重要なところは、まず、二つ目の第5管理期間の未利用分の繰越数量等による追加配分でございます。これは前回、3月2日の資源管理分科会で御了承いただいた方法による追加配分でございます。5月1日付で実施済みの追加配分に関する報告でございます。

今回お諮りする配分数量の変更は、この三つ目の第6管理期間の第1回目の配分量の融通と、四つ目の台湾からの大型魚漁獲枠移譲分等の配分を組み合わせた数字ということになります。

最後に五つ目、今漁期における近海かつお・まぐろ漁業の管理の状況について御説明をいたします。

次の13ページ、上段のスライド24番に第6管理期間の当初の配分の考え方についてお示ししてございます。その下の表ですけれども、これが第6管理期間の当初の配分から、この5月1日付で行った追加配分後の配分数量、さらに、今回お諮りする追加配分の後の配分数量までの総括表でございます。この中身につきまして順次御説明をしていきます。

次の 14 ページを御覧ください。

まず、5月1日付で行いました追加配分につきましての御報告でございます。

上段のスライド 26 にございますように、3月末で第5管理期間が終了しまして、我が国の全体の繰越分が小型魚 681.1 トン、大型魚 527.5 トンに確定をしております。

なお、第5管理期間の漁獲実績につきましては、資料の 10～11 ページに詳細をお示ししておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

この繰越分と、あと国の留保枠を使いまして、前回、第100回の資源管理分科会で御了承いただきました考え方に基づいて配分をしたというものでございます。前回御了承いただいた配分の考え方でございますけれども、これは資料の 22 ページ、スライドで言うと、右下の 42～50 番まで、ここにお示しをしておりますが、主なところだけ御説明いたしますと、国の繰越分最大 17%ということでございますが、そのうちの 10%分については各大臣管理漁業、都道府県、各自が繰越しと。それを超える部分、最大 7%相当分ですけれども、これを国の留保に一旦繰り入れると。繰り入れた上で、この繰り入れた分についても同時に配分するという事で、小型魚につきましては国の留保 270 トンを維持した上で、各都道府県に一律 3 トン配分し、残りについて第3管理期間の配分比率で配分すると。大型魚につきましては、国の留保を 50 トン維持した上で、台湾からの 300 トンが来るという前提で去年の 12 月に御了承いただいた配分（案）がございましたけれども、そこまで配分をすると、そういう考え方でございます。その考え方に基づきまして、5月1日付で配分をしたということでございます。

その際に、資料で言いますと 14 ページ、スライド 26 に戻っていただきまして、この追加の配分を行う際に、データ収集のための近海かつお・まぐろ漁業への追加配分 91.9 トンを併せて実施をしております。この配分の結果が、スライド 26～28 までの表でお示ししております。

あと、スライドの 26 の表の下の部分に小さく※印で注書きを付けてございますけれども、5月1日に追加配分を行った後に、第5管理期間の大型魚の漁獲実績が実際は 3 トン多かったということで修正が生じました。ということで、この追加配分においては、本来我が国が有している漁獲枠より 3 トン過大に配分してしまっているという状況になってございます。この 3 トン分については、今回お諮りします追加配分の中で国の留保を減ずることによって、手当てというか相殺するという事としてございます。

続きまして、今回お諮りする数字の話に移らせていただきます。

今回の諮問の対象となる数量のうち、まず、配分量の融通に関するものでございます。資料の 15 ページの下段のスライド 29 でございます。

本来、調整が整った配分量の融通につきましては、水政審の方には事後報告で可能ということとなっておりますけれども、今回は、この開催のタイミングとの関係で、今回諮問する数字の一部ということになってございます。

3月に第1回目の融通要望調査を行いましたところ、15 ページの下の方にお示ししているとおり、小型魚と大型魚の交換、小型魚の譲渡の申出、あと小型魚、大型魚の譲受けの要望がございました。

次のページ、16 ページの上段のスライド 30 番に移っていただきまして、まずは交換に関する要望を優先して融通を行うということで、大中型まき網と広島県が出す小型魚 81.8 トンと北海道、石川県、島根県及び福岡県が出す大型魚の 81.8 トンの交換ということでございます。

ただし、広島県につきましては交換要望ではなくて譲渡の申出でございましたので、北海道等 4 道県が出す大型魚 1.6 トンにつきましては広島県側としては不要ということで、譲受けの要望のあった和歌山県に配分するという形にしてございます。

以上が第 6 管理期間第 1 回目の融通による配分数量の変更に関する御説明でございます。

次に資料の 16 ページ、スライド下段の 31 番の台湾からの大型魚移譲分（300 トン）等に係る追加配分でございます。

台湾からの大型魚移譲分につきましては、先ほどもちょっと御説明しましたけれども、昨年 12 月の第 98 回の分科会で、この移譲を前提として沿岸漁業と近海かつお・まぐろ漁業に優先して配分するという配分（案）を御了解いただいたわけですが、その後開催された W C P F C において、この移譲は台湾からの通報を受けてからということになったということを受けまして、この配分（案）については一旦棚上げとなってございました。ただ、この 12 月の配分（案）については、5 月 1 日の追加配分により既に手当て済みとなっているということでございまして、今回は新たな考え方にに基づきまして配分を行うということとしております。

具体的には、台湾からの大型魚 300 トンにつきましては、都道府県に 200 トン、大中型まき網漁業と近海かつお・まぐろ漁業にそれぞれ 50 トンを追加配分することとしております。

また、これに併せて、小型魚につきまして、沿岸漁業の数量管理が一層厳しくなる可能性等を想定しまして、国の留保枠から 50 トンを追加配分することとし、この結果、国の留保としては、小型魚は 220 トンを当面確保するという事としております。

なお、これらの追加配分の都道府県別の配分に関してでございますけれども、この資料にございますように、大型魚 200 トンにつきましては、まず第 5 管理期間において他県に譲渡した県に対するメリット措置として、当初配分量の最大 7 % 相当分までを配分し、その残りの量を第 5 期間の実績で比例配分という形でございます。小型魚 50 トンについては、第 3 管理期間の都道府県別の配分量の比率で配分するという考え方で行っております。

これらの追加配分に併せまして、先ほど御説明しました 5 月 1 日の繰越分等による追加配分での 3 トン分の過大な配分につきまして国の留保を減らすこととしております。

以上、5 月 1 日付の追加配分後の融通分、台湾移譲分等による配分量の変更を取りまとめた表を資料の 17 ページの上段、下段、スライド 32、33 に示してございます。

配分量に関する御説明は以上でございます。

続きまして、近海かつお・まぐろ漁業の管理状況について御説明をします。資料の 18 ページのスライド 34 でございますが、近海かつお・まぐろ漁業については、第 5 管理期間において早期に漁獲が積み上がってしまったという状況も踏まえまして、今漁期から 1 ～ 3 月、4 ～ 6 月、7 ～ 12 月の 3 期に配分量を分けて管理を行っているところでございます。

下のスライド 35 番に今漁期のこれまでの漁獲の状況をお示ししてございます。今漁期においても、1 月の管理期間開始から漁獲が積み上がりまして、2 月 21 日に資源管理法に基づく採捕停止命令を発出しました。このことは前回の分科会でも御報告したとおりでございます。1 ～ 3 月期には採捕停止命令後も混獲による採捕があり、結果として採捕数量は 97 トンとなっております。この不足分 7 トン、超過分 7 トンにつきましては、今回の配分に併せて、近海かつお・まぐろ漁業の 7 ～ 12 月の配分量を減ずることで充当をすることとしてございます。

さらに、下の図で、4 ～ 6 月期に入ってから漁獲の状況ですけれども、ここでも近海かつお・まぐろ漁業の漁獲が伸びて、4 月 23 日に期間の配分量の 8 割に達して、業界による自主規制による採捕自粛となり、5 月 1 日付で先ほどの追加配分、合計 191 トンを行っているわけですけれども、その後も漁獲が伸びて、5 月 10 日には再度業界の自主規制

による採捕自粛、さらに25日付で国として採捕数量の公表を行ったところでございます。

他方、このデータの収集との関係について見ますと、資料の19ページの上のスライドでございますけれども、これは4～6月期の海域別の採捕状況を示してございますが、西側の海域における100キロ超の大型個体の漁獲データが十分に収集できていないという状況でございます。この図を見ていただくと、4月1日～4月22日を見ると、東側では平均で47.6キロの個体が2,275尾に対して、一番西側の海域では尾数としては20尾、平均の魚体重としては150キロと。

5月1日～8日の期間で見ても、一番東側の海域では1,299尾で、平均魚体重が49.8キロに対して、一番西側の海域では233尾、平均体重145.2キロ、こういう形となっております。これまでに収集されているデータにおいて、年級群、あるいは海域に大きな偏りが生じている状況となっております。

そこで、先ほど御説明しました今回の追加配分における近海かつお・まぐろ漁業への50トンの配分につきましては、西側の漁場、南西諸島周辺海域でのデータ収集を推進する形で使っていただくというふうに考えております。

具体的には、資料の19ページの下段のスライド37でございますけれども、今回追加配分する大型魚50トンの枠については、期間としては6月1日以降出航分から、海域は東経130度以西ということで、期間、あるいは海域等を限定する形で使っていただくこととしてございます。

また、この50トンの追加配分の下での採捕数量の管理をしっかりと厳格に行っていただくということで、採捕等の状況の迅速な把握が可能となるよう、採捕・水揚げの報告については当日中に行っていただくこととなっております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等をよろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 田中です。

配分の内容については異論がないんですが、3トンずれたというか、報告が遅れた件で、まあ、対応できたからよかったんですけども、万が一オーバーするということになると問題なので、何か改善策があれば御教授いただきたいなと思っているんですけども。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 再発防止策についてということでございますけれども、報告が遅れる、あるいは漏れるという話と、うちがそれをきちんと把握してという両面あるかと思えます。そういう中で、きちんと報告が上がれば伝わるように、その報告のシステムというか、そういったものを改良するとか、そういった形で対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、本日御出席いただかなかった委員の方からの御意見等ございましたら、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 クロマグロに関しましては、谷委員、堀内委員、井本特別委員、若狭特別委員の4名から御意見を頂いております。順を追って概要につきまして御説明をしたいと思えます。

まず谷委員からでございますが、まず1点目として、WCPFCにおいて漁獲可能量—まあ、増枠ですね、これが実現するように引き続き努力を、ということでございまして、これについては漁獲枠の適切な配分、あるいは融通といった形で資源評価に有用なデータ収集に努めて、漁獲枠の確保に向けて努力をしていきたいと思っております。

この意見につきましては、井本特別委員の方からも同じ趣旨の御意見を賜っております。

続きまして、これも谷委員からですが、今後の漁獲状況を踏まえた漁獲枠の融通促進等資源の有効活用ということで御意見を頂いております。これにつきましても、資源有効利用ということで漁獲枠の融通促進等を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、堀内委員からでございますけれども、過去にペナルティーが科せられた漁協へ配分があるのかどうかを教えてほしいといった過去の超過との関係についての御意見でございます。

過去に漁獲量の超過を起こした都道府県については、その翌年以降の管理期間における配分から差し引くという対応を行っております。単年度で調整し切れない大きな量の超過については複数年にわたって差し引くということで配分の公平性の担保を図っているというところでございます。

知事管理量に関する配分、都道府県内の配分については知事の権限でなされるものですが、関係の都道府県においては必ずしも漁協ごとに配分ではなくて地区ごとに配分されるということと承知をしております。

一方で融通について、これも御意見を頂いていますけれども、これについてはこの水政審で御審議いただいて、この融通に関する実施取扱要領、実施要領ということで定めて昨年度からルールに基づく運用を行ってきていると。過去の超過があつて漁獲ができない都道府県については、この制度を活用して採捕が可能となるよう指導しているところでございます。

あと、これも堀内委員からですけれども、この台湾からの移譲分 300 トンの扱いでございしますが、沿岸漁業、あるいは近海かつお・まぐろ漁業への優先配分が決まっているのに、まき網に 50 トン配分というのは、というところの御質問でございしますが、これは先ほどの説明でも言及しましたけれども、台湾からの 300 トンを前提とした沿岸漁業及び近海かつお・まぐろ漁業への優先配分ということについては、5月1日付の繰越し等による追加配分で既に手当て済みということになっておりまして、今回の追加配分ではそこからの更なる上積みということで、これまでのいろいろな取組ですとか、あるいはデータ収集上の必要性等々を総合的に勘案しまして、沿岸 200 トン、近海かつお・まぐろ 50 トン、大中型まき網 50 トンという配分をお示ししてお諮りしているところでございます。

続きまして、これも堀内委員で、大中型まき網の資源管理の取組について、自粛の時期を違う時期にしてはどうかといったような御意見でございしますけれども、こちらにつきましては、大中型まき網に限らず、関係する漁業それぞれにおいていろいろな操業上の制約ですとか、そういったものを考慮しながら、可能な措置を導入して、クロマグロの漁獲枠の数量管理に取り組まれているというものと認識をしているところでございます。

続きまして、これも堀内委員で、これは遊漁船の調査に関する御質問でございまして、水産庁でやっている遊漁船調査の結果で、沿岸のマグロは増えているのに、遊漁の漁獲は減っているというような形で、数値がおかしいのではないか、調査方法と回答率を示してもらいたいというようなところ、あるいは遊漁に対する対策に関する御意見等を頂いております。

この調査の中身につきましては、細かい調査方法ですとかというような内容でございしますので、別途堀内委員の方に御説明をすることとさせていただければというふうに思います。

クロマグロ遊漁の管理ですけれども、これは遊漁者による採捕が十分把握されていないというところがございますので、まずその実態把握に努めた上で、管理対応についての検討を加速することとしたいというふうに考えてございます。

あと、堀内委員からの最後の御意見として、消化率を高めなきゃいかんというような風潮については、ちょっと考え方を改める必要があるんじゃないかと。資源を増やして、みんなが獲れる状態に持っていくのが第一の目標じゃないかというような御意見でございます。資源を増やして漁業者の皆さんが取れる状態にすることが大切という御指摘はそのとおりと考えてございますが、現在の都道府県の配分は2012～14年の基準年の漁獲実績を基に配分してございますけれども、近年、地域による配分量の過不足が指摘されておまして、現実に枠が足らず困っている状況の地域があると。一方で、例年のような来遊がなく、枠を残す地域もあるということで、これは基準年と直近年で地域ごとのクロマグロの来遊状況が異なっているということが原因の一つであるというふうに考えております。こういった状況に対応して、限られた漁獲枠を有効に活用するには融通の促進が重要ではないかというふうに考えております。

また、資源が増加しているということを前提に、増枠を実現していくためには漁獲枠の消化率というのも重要な要素であるというふうに認識をしております。

続きまして、井本特別委員からの御意見でございますけれども、クロマグロ資源の有効活用ということで、枠の利用促進、あるいは漁獲枠の融通促進ということで、こちらについても有用なデータを得るといったところ、あるいは資源の有効利用という観点で融通促進等を図っていきたいと思います。

最後に若狭委員からの御意見でございますが、これは大中型まき網に対して配慮をしてもらいたいというような御意見でございますが、こちらについては御意見として承ったということとさせていただきますと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明を受けまして何かございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 今回の追加の枠の議論、これについては私も特段意見はございませんけれども、今伺った堀内委員の意見の中で2点ばかり。

まず一つは遊漁の関係です。お答えでも、実態把握に努めて管理の対応を加速していくと、こういうことをおっしゃいましたけれども、こういう話が出て、もう何年たつたということです。クロマグロがTAC管理に移行してからも、特に沿岸の漁業者からの不安と不満の声、これがずっと出ています。

現実的にクロマグロを遊漁者が取って、そして市場で売っている実態、そういった部分についての委員会指示の在り方とか、それからそれを把握したときに、どういう位置づけでそういった方々を指導していくのか。

クロマグロがTAC管理をされていて、国際的にもしっかりとこういった管理の下にやっているということを遊漁者の方々に理解していただいて、これは我が国全体で責任を持って世界に対して物申していかなきゃいけないわけで、是非対応の加速化というのを具体的にどういうふうにしていくかということをお示ししていただきたいというのが1点。

それから、こういった繰越しなり融通、これをやって資源枠を活用していくことは我々も了解した中でやっていきますので、それはいいんですけども、消化率が一つの有効なことだということについては、以前も分科会の場で申し上げましたけれども、どういうふうに、この枠を管理していくか。来遊状況に応じて、確かに資源が来なかった地域がある一方、資源を残す努力を引き続きして、それで場合によったら枠を大幅に残すと、こういう努力をしていっている地域がある中、単に消化率が高いということと、ごちゃ混ぜにしないように対応していただきたい。

この2点です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

2点御意見いただきましたけれども、事務局からコメントはございますでしょうか。

○資源管理推進室長 まず、遊漁の対応でございます。販売されているということもあるという、これもかねてから御指摘いただいているところでございますが、直近でやる話について申し上げますと、遊漁者が採捕したクロマグロを市場で販売するということは、場合によっては漁業を営むというところに該当し得るということで、沿岸くろまぐろ漁業の無承認漁業、いわゆる広調委指示違反にも該当し得るというふうに考えております。水産庁としては、遊漁で採捕されたクロマグロの市場での売却の実態を把握するとともに、そういう承認を受けないで採捕されたクロマグロの販売・流通を防止する必要があると考えております。

こういった中で、まず遊漁で採捕されたクロマグロの市場での売却に関する情報を水産庁へ提供してもらうようにということで関係者に依頼をしていくということを考えておりまして、先日開催されました日本海・九州西広域漁業調整委員会において、そのことを御説明したところでございます。

ほかの二つの広調委につきましても今週、今日の午後と金曜日に開催予定となっておりますので、そこでも御説明をし、その後、各都道府県にも話をしつつ、遊漁団体等に周知、あるいは情報提供を求めていくという、まず第一歩としてこれをやるということとしていくところでございます。

あと融通なり消化率、あるいは残す努力というところでございますが、これは単純な問題ではないというふうに思っておりますけれども、引き続きどういうふうに進めていくか皆さんの意見を聴きながら、適切に進めていけるように対応したいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、内田委員。

○内田委員 ちょっと細かいところなんですけど、19 ページの大型魚と西側海域での漁獲データが十分に収集できていないという、この意味は、漁獲されていても報告されていないのか、それとも漁獲されていないのか、どちらなのでしょう。

○山川分科会長 よろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 漁獲されていないということでございます。

○内田委員 そういう意味ですか。

○資源管理推進室長 ええ、そうでございます。

○内田委員 分かりました。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 実は私、日本海・九州西の広調委の会長をやっているんですけど、かつて、市場の方から通報を受けて、遊漁者が水揚げしていると。注意を会長名で出したことがあったと記憶しております。

そういう関係で、まず市場の方から情報を提供してもらった仕組みを考えるとというのが大事じゃないかということで、先日の広調委でもそういう方向で検討していただくということを承認していただいたところでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

本日、オンラインで御参加いただいている堀内委員から御意見があるということですので、よろしくお願ひいたします。

○堀内委員 堀内です。

私の先ほどの意見ですが、北海道の融通枠に関して、基本的に融通に関しては問題ないのですが、一部漁協がペナルティーを科された状況の中で、その中身を精査しないまま北海道へ融通するという事は、これは全国のほかの漁業者への説明もないままに仮に漁獲枠が復活されるようなことがあるのであれば、水産庁や北海道への非難が容易に想定されます。資源管理を推進していく行政として明確に指針なり、融通ルールを制定するべきであると思います。

今のペナルティーも関係なくやるということは、これは悪い先例を作る事例になりかねない。水産庁は都道府県に預けるのではなくて、その先もきちんと指導していかないと、ペナルティーの有効性がこの先なくなると思います。どうでしょうか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 基本的なところは先ほどの繰り返しとなりますけれども、知事管理量に関しての配分ということについては知事の権限においてなされているということで、北海道におけるクロマグロの知事管理量については、北海道の基本計画の中で、漁協ごとではなくて地区ごとに配分されているというふうに承知をしております。

あと、北海道の過去の超過による差引きについては道のルールに基づいて、第6管理期間当初の配分量から一括して差引きされているということで、小型魚については採捕停止命令が出されて、現時点において漁獲はできない状況になっていると承知をしております。

○堀内委員 私が言いたいのは、この漁獲の融通がペナルティーを受けた地区に関しての抜け道になる可能性がある。そこはきちんと管理していかないと駄目だと思います。

我々、北海道がペナルティーを科したとき、その年の漁獲は我々はもう中止しているんです。水揚げもなくなっているんです。これは全国の漁業者の意見です。今のこの融通で、もしもうはっきり言いますけれども、南かやべに枠が行くのであれば、この融通はもうざる法みたいになって、抜け道になる可能性があると思います。いかがでしょうか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 過去の超過については差引きという形で、もうペナルティーとして科されているというところで、更に融通されて、それを使うということまで止めないといけないというわけではないというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○山川分科会長 いずれにしても、強い御意見を頂いたということで、御検討いただく必要はあるかなというふうには思いますけれども。

では、御意見いただいたということでよろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 太田審議官がお見えになっているので、コロナの状況はありますけれども、昨日我々も J F グループの関係の会長さん方から W C P F C、これを何としても開催して、増枠に向けた議論をしていただきたい、こういう強い要請もございましたので、今お話しになれるようなことがあれば、お願いしたいと思います。

○山川分科会長 太田審議官、よろしく申し上げます。

○資源管理部審議官 今年の予定は、もともとの予定ですと、7月の下旬に W C P F C の北委員会と太平洋の東側を管理する I A T T C の合同委員会というのを福岡で開催して、そこで増枠問題を話して、それがうまくいけば9月の北委員会に結論を送るということを考えていたわけですが、7月下旬の福岡における開催というのが現実的にかなり厳しいかなというふう感じておりました、日本はコロナの状況はかなりいい方向に向かっておりますけれども、外国の方が日本に来られるのかという問題がございますので、可能性としては、7月下旬の開催はかなり厳しいのではないかなというふうに考えております。

ただ、それで、いや、今年はやりませんというわけにもなかなかいきませんし、皆さんの御要望もよく承知しておりますので、何とか延期という形で会議を開催して、増枠の話ができないかということは今関係国といろいろ話をしているところでございますので、それについてはもうしばらくお待ちいただければというふうに思っています。

以上です。

○大森委員 よろしく申し上げます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言なければ、諮問第 331 号については原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして、諮問第 332 号 内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項及び第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間についてということで、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長の櫻井でございます。

資料 4 - 1 を御覧ください。初めに、諮問文を読み上げます。

2 水推第 310 号。令和 2 年 5 月 27 日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項及び第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について（諮問第 332 号）。

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日までと定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 30 条において準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1 枚おめくりください。別紙も読み上げます。

農林水産省告示第 号。

内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 30 条において読み替えて準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 1 項及び第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づき、うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準を次のように定める。

令和二年 月 日。

農林水産大臣、江藤拓。

一、許可をすべき水産動植物の総量。

にほんうなぎ 21.7 トン。

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5 トン。

二、許可を申請すべき期間。

令和 2 年 6 月 16 日から同年 9 月 15 日まで。

三、許可の基準。

農林水産大臣は、許可をしなければならない申請に係る養殖場の総数が次の各号に掲げる区分ごとに当号に定める養殖場の数を超える場合において、その申請のうち現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に対して、他の申

請に優先して許可をするものとし、この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

にほんうなぎ 458。

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 104。

備考。

1、この告示に係る許可（以下「許可」という。）の有効期間は、令和2年11月1日から令和3年10月31日までとする。

2、許可において定める水産動植物の量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。

3、許可には、次に掲げる内容の制限又は条件を付けることができる。

一、国内の養殖場で飼育されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）を国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二、出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三、既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四、にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

次に、公示案の内容について御説明します。1枚資料をめくって、資料4-2を御覧ください。

趣旨でございますが、内水面漁業の振興法に基づいて、うなぎ養殖業、養鰻業が農林水産大臣の許可を受けなければ営んではならない、とされておりますので、その許可を行うために、水産動植物の総量等を公示するというものであります。

2の概要のところを御覧ください。

許可をすべき水産動植物—シラスウナギということですが、その総量は国際的な枠組みに基づいて日本の総量が規定されております。これにつきましては、前漁期と同等に、にほんうなぎについては21.7トン、その他のうなぎについては3.5トンということで公

示をしたいということでございます。

それから、許可を申請すべき期間につきましては、11月1日からの許可ということですが、審査に一定の期間を要するというを踏まえて、6月16日から3か月間ということにしたい。

それから、今回新しい公示の内容として、許可の基準ということを決めております。これにつきましては、養殖することができるウナギの総量を定めてずっと運用してきましたが、実態として養殖場の数は増加傾向になっております。このままの傾向で養殖場の数が無制限に増加するようなことになれば、経営体の規模縮小を起し、ひいては経営基盤の脆弱化につながるおそれがあるということで、これを防ぐ必要があるということで、今回新たに基準として、許可をするニホンウナギの養殖場の総数について、現有数をベースにして、ニホンウナギが458、その他のウナギの養殖場の総数については同様の考えで104ということ公示をしたいということでもあります。

それから、許可の有効期間につきましては、これは従前からですけれども、国際協議の結果によって日本の総枠が決まるというようなことで、変更があるということ踏まえまして、短期許可ということで1年間の有効期間ということにいたしたい。

めくっていただきまして、⑤は省略いたしまして、今後のスケジュールとしては、公示日は申請期間の前日、本年6月15日。それから、許可日につきましては11月1日ということを予定しております。

それから次の資料、資料4-3～4-5については後ほど御覧いただければと思います。

次に、後ろの方ですけれども、参考1。許可の公示の内容とは直接関係ありませんが、今漁期のシラスウナギ、稚魚の池入れ動向について横紙のカラーの資料がありますので御説明しておきたいと思います。

黄色の枠の部分を御覧いただきますと、シラスウナギは御存じのとおり、採捕量も年変動激しいということなんですけれども、今漁期は我が国もそうですが、ニホンウナギ、シラスウナギの資源を共有します台湾、中国はじめ東アジア全域で採捕が好調でした。国内においても池入れが順調に進みまして、かなり早い時期だということだと思いますけれども、3月下旬にはかなり池入れが進んだということで、県によってはもう4月上旬でシラスウナギの採捕を終了するというので、来遊量が少ない年には、5月末までが漁期となっておりますので、今でもまだやっているようなときもあるみたいですが、今年につきましては4月上旬で終了したところもかなりあったということです。

下の棒グラフを御覧いただきますと、左側が経年変化です。それで、右側の方に三つある棒グラフは近年のというか、4月末時点の3年間のもので、貿易統計が同じ時期のものがまだ出ていませんので、赤色の部分の輸入量が今年は確定していませんが、直近3月までだと3トンというふうになっておりまして、その後ほとんど輸入がないということだとしますと、国内採捕量は17.1トンということになりますので、これを左側と比べていただきますと、国内採捕量が17トンを超えるというのは、平成26年以来。平成26年というのは、今の制度がまだできる前、許可制もそうですし、その前の年、1年だけ届出制を布いていましたけれども、その更に前ということになるので、これぐらい好調であったということが御覧いただけるかと思います。

そういうことも踏まえて次の漁期の公示をして、次の許可に向かう手続を進めていきたいということでございます。

説明については以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

内田委員、よろしいですか。では、よろしくお願いします。

○内田委員 ニホンウナギ以外の入った種とか、そういうのは押さえられていますか。

○内水面漁業振興室長 貿易統計しかデータがないんですけども、貿易統計は種の区別をしておりますので、データとしては出てこないということですが、稚魚については、ほぼ大半というか、ほとんどビカーラだというふうに我々は認識しております。

○内田委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にほかに御発言がなければ、本日出席いただけなかった方からの御意見等ございますでしょうか。

○内水面漁業振興室長 委員と特別委員から御意見等は頂いておりません。

○山川分科会長 ありがとうございます。

では、諮問第332号については、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第 331 号と 332 号について確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書。

2 水審第 3 号。令和 2 年 5 月 27 日。

農林水産大臣、江藤拓殿。

水産政策審議会会長、山川卓。

令和 2 年 5 月 27 日に開催された水産政策審議会第 101 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記。

諮問第 331 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更（令和 2 年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設定等）等について。

諮問第 332 号 内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項及び第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について。

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

（分科会長から藤田資源管理部長に答申書手交）

○山川分科会長 続きまして、審議事項に入ります。「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資源管理指針の改正につきまして御説明をさせていただきます。

資料 5 を御覧ください。

資源管理指針については、今後の水産資源管理の在り方について国が定める基本的な方針でございまして、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策を魚種、あるいは漁業種類ごとに定める内容となっております。

今回の主な改正点は、魚種及び漁業種類の追加でございます。具体的には、遠洋で底魚を対象とする漁業種類を 4 種類追加することとしております。その 4 種類といたしますのは、まず北西大西洋漁業機関—「NAFO」と呼んでいるものでございますが、この海域でカラスガレイとアカウオを主に漁獲する遠洋底びき網漁業。

続きまして、南インド洋漁業協定—「SIOFA」と呼んでおりますが、この海域でキンメダイを主に漁獲する遠洋底びき網漁業。

三つ目として、南東大西洋漁業機関、これは「S E A F O」と呼んでいますが、この海域、そして、その周辺他国E E Zでマルズワイガニ、これはアフリカオオエンコウガニとも言いますけれども、これを主に漁獲する遠洋かにかご漁業。

最後、四つ目として、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（C C A M L R）、あと先ほど言いましたS I O F A及びS E A F Oの海域でメロ類を主に漁獲する遠洋底はえ縄漁業。

この四つでございます。

記載内容としましては、それぞれの漁業が主に対象とする資源につきまして資源の動向等を整理した上で、各漁業種類の取り組む内容を記載してございます。

取組の内容は、各地域漁業管理機関の資源管理の措置を遵守するほか、自主的な取組として、休漁などにより漁獲圧を増やさないような管理をしていくこととしております。

その他、今回の追加に合わせまして字句の整理を行っております。これはこれまで北太平洋漁業委員会（N P F C）の海域で操業する遠洋底びき網漁業を記載しておりましたけれども、今回の改正で他の海域での遠洋底びき網漁業も追加しておりますので、海域別に区別できるように記載を修正しております。

変更部分は資料5の2ページ以降の新旧対照表で御確認を頂ければと思います。

10ページ以降は、変更部分を反映した全体版でございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、本日出席いただけなかった方からの意見がありましたら、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 特に意見は頂いておりません。

○山川分科会長 では、特に御発言がなければ、原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。

まず、漁獲可能量留保枠の配分について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料6を御覧ください。漁獲可能量留保枠の配分についてということでございます。

こちら、昨年12月の第98回の分科会において、マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバの漁獲可能量の留保枠からの配分のうち、「形式的な類型」に当てはまるものについて、基本計画の変更につきまして水政審への諮問・答申を経ずに事後報告による対応を可とすることを御了承いただいたところでございます。

考え方は、3ページ目以降の別添の一番後ろに図を付けてございますけれども、具体的には、採捕実績が配分数量の75%に達した場合に、その月のその時点までの漁獲状況から、その月、あるいは翌月までの漁獲量を予測して、その分を追加配分するという仕組みでございます。

このルール、仕組みに基づきまして、本年3月以降、マサバ・ゴマサバ及びマイワシにつきまして追加配分が行われたということで、その御報告でございます。

具体的には資料の2ページに表でお示ししてございまして、太平洋の海域のマサバ・ゴマサバにつきまして、3月25日以降、宮崎県に対して3回、合計2万2,000トン、日本海のマイワシにつきまして、3月24日に大中型まき網漁業に対して6,000トンを配分したということでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日御出席いただけなかった方からの御意見がありましたら、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 井本特別委員の方から御意見を頂いております。

具体的には、マイワシ対馬暖流系群についてでございますけれども、ABCが前年から4割減少していますが、山陰沖で濃密な魚群が形成されており、大中型まき網の4月末までの漁獲量は過去5年平均の6倍以上になるなどの状況を踏まえ、必要な場合には令和2

年漁期の資源の再評価やT A Cの期中改定を行ってほしいという御意見を頂いております。

これに関しましては、マイワシ対馬暖流系群の再評価につきましては、令和2年漁期は2020年1月～3月にかけて山陰沖では豊漁である一方で、九州沿岸では漁獲量が低調に推移しているという状況でございます。系群全体では2020年漁期のA B C、10万8000トンを超えて漁獲される可能性は低いというふうに考えられておりました、再評価の予定はございませんという回答でございます。

なお、マイワシは令和3年漁期のA B C算定により、M S Y水準に基づく新しい評価手法に移行する予定ということでございます。

○資源管理推進室長 あと、井本特別委員の方からは、T A Cの期中改定に対する御要望も頂いております。再評価に関しましては、今、江口課長から説明があったとおりですが、再評価を仮にやっても、再評価結果を踏まえたT A Cの期中改定ということにつきましては、まず最新年の加入量について、その仮定値を使用することに伴う評価の不確実性が大きいということで、1年後の評価をしたときに、漁獲データに基づく推定値に更新された結果、A B Cが下方修正されるおそれがあるということ、あと再評価でA B Cが下方修正されてもT A Cの引下げを行うというのは運用の実態からして困難であると。そういった課題がございまして、資源の適切な管理という観点からは、そういったことをやるということについては慎重な検討が必要であると考えてございます。

こういったことから、来遊量の変化により数量の不足が生じた場合の対応としては、現在の留保枠からの配分ということで対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○漁場資源課長 もう一点、井本委員の方から御意見がございまして、次期以降に関してということでございますが、本年の山陰沖の濃密な魚群形成があった場合など、T A C別年級群の発生を示すような状況変化を迅速に資源評価やT A C設定、追加配分に反映できるようにすべきと。

また、引き続き資源評価の精度向上を図るとともに、現場への丁寧な説明や意見交換に努めてほしい。

こういう御意見を頂いております。

これへの回答でございますが、令和2年漁期のイワシの加入につきましては、2020年の漁獲の過程に反映できるよう努めるということと、資源評価手法等について現場の理解と

納得を深めるよう努力したいというふうに考えております。

なお、水産研究・教育機構によりますと、今回のマイワシの漁場形成につきましては表面水温の分析から、水温低下とともに、日本海北部からマイワシが南下してきた可能性があるというふうに考えられています。令和2年度の資源評価におきましては、2020年、今年の1月～3月にかけての豊漁を反映できる手法、評価手法によって令和3年漁期のABCを算定する方向を検討しているというところを聞いております。

現場への説明、意見交換、これは現場の状況を資源評価に反映する上でも非常に重要だというふうに考えておりますので、丁寧な説明、意見交換に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何かございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 関連してなんですが、今、期中改定の話が出たんですけれども、この先、新しい管理になった場合には期中改定は行われたいというふうに私は理解しているんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 基本はそうでございます。そういう考え方で。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にほかに御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。

漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

資料7を御覧ください。

構造改革対策事業、もうかる事業、がんばる漁業の進捗状況についてでございます。

今般、大中型まき網漁業の2件の実証プロジェクトが終了しまして、本許可に移行しますので、その状況を報告いたします。

1ページでございます。大中型まき網の合理化として、安全性、居住性、作業性向上のための大型化で、船団の隻数を縮減することで適切に資源管理を行いながらコストを削減し、経営の安定を図るという取組でございます。

2 ページをお願いいたします。

この改革に際し、網船のトン数規制を超える取組となるということでございまして、許可に関する取扱方針に従いまして、ここにありましてとおりに実証しながら本許可を進めておるといところでございます。

3 ページでございます。今回の事案でございます。

第十八喜代丸の状況でございます。主に九州北西海域、東シナ海北部海域において操業を行っておりまして、上の表のとおり 199 トンの網船、266 トンの運搬船を導入して、船団を 5 隻から 4 隻に縮小ということで操業の転換を図るといところでございます。

下の表、漁獲量を同様の操業形態の他船団と比較しております。実証前に比べて実証開始後の漁獲能力は増大しておらず、資源管理上問題ないと認められるといところでございます。

4 ページ目、次の船団。こちらは 2 船団でございます。八十一大栄丸船団、八十二大栄丸船団の状況でございます。これも主に東シナ海海域において 2 船団、3 隻の共同運搬船を使用したグループ操業を行っているといところでございます。

上の表のとおり、199 トンの網船 1 隻を導入しまして、2 船団では 9 隻から 8 隻体制に転換を図ってございます。

下のとおり、漁獲量を同様の他船団と比較しております。実証前に比べて漁獲能力は増大しておらず、資源管理上問題ないものと認められるといところでございます。

当該 1 船団プラス 2 船団の 3 船団でございますが、2 ページの許可の取扱方針に照らして問題ないものと認められることから、実証試験終了後、本許可を行っていくとしております。

以前より御説明しているとおりに、この構造改革の取組は、このように透明性ある形で御説明しながら、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施してまいります。

資料の 6 ページ以降は、これまでのもうかるの実施状況、9 ページはがんばる漁業の実施状況でございます。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

大森委員。

○大森委員 本件の中身についてということではありませんけれども、最後に廣野課長が申し上げられたとおり、この2ページにもありますけれども、もうかるの実証の後に本許可に移っていくに当たってのことです。

まずは実証事業の始まる前に対象となる海区に関する沿岸漁業者についての丁寧な説明、これは間違いなく今後もお願いしたいということが1点。

それから、この実証について、ここにも書いてあるとおり「海区によって対象魚種、操業条件が異なる」ということで、この実証を始めるときに、例えば新たな漁場を実証するというときにも対象魚種というのは定めるわけですので、本許可に移るときに、アンダーラインが引いてあるよう、「それぞれの海区における取組み状況を踏まえて当該海区ごとに本許可とする」という部分についても、やはり魚種という部分が最初に設定、この実証事業が始まったときの定められた部分ということが、本許可になるときに突然変わっていくというようなことがあってはなりませんし、そういったことも含めて、しっかりと沿岸の関係漁業者に説明をしていただいた上で進めていただきたいということでもあります。よろしくをお願いします。

○管理調整課長 ありがとうございます。これまでも必要な沿岸の方には御説明しながら進めてきておりますし、これからもしっかり取り組んでいきます。よろしくお願いたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言なければ、その他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

廣野管理調整課長。

○管理調整課長 お時間もあれですのでコンパクトに御説明したいと思いますが、資料の一番最後に、すみません、表題はありませんが、令和2年度水産関係補正予算説明資料ということで、コロナ対策の予算についての資料を付けてございます。皆さん御存じのとおり、コロナ関係でいろいろな産業に影響が出ておりますが、漁業においても例外ではなく、特に飲食業で需要があったような値段の、比較的単価の高い魚がまず大打撃ですし、それ以外にもいろいろな影響を受けているということでございます。

それで、令和2年度の今あります補正予算の説明資料を御用意いたしておりますので、この場で詳細な説明はできませんが、系統、それからいろいろな団体を通じて、日本の漁業者がしっかりとこの対策を活用できるように我々も努めておりますので、この場を借りて、

それを改めてお願いしたいということでございます。

中身については、これはパンフレットですので、系統団体を通じて、それから水産庁のホームページにも中身も載っていますし、これより詳しい資料も水産庁のホームページにはありますが、1ページずつ、1～7まで表紙を見ていただくとございます。

まず一つは、漁業者の資金繰り支援で、これは融資の対策がまずあるということ。

それから、二つ目に積立ぶらすの基金の積み増しと特例措置の導入ということで、収安、収入安定対策事業の対策を取っております。

三つ目、過剰供給の平準化、いわゆる調整保管の事業もコロナ対策で取り組んでいるということでございます。

四つ目、いろいろな研修生をはじめとして労働力確保が問題になっていて、水産の部分についての対策も取っているということでございます。

五つ目、水産物の販売促進でございます。先ほど申しましたが、販売が滞っているということがございますので、それをいろいろな形で、給食で提供していただくことなんかも含めて、それからネット販売なんかも含めて支援していくというのが五つ目でございます。

六つ目、七つ目は全産業横断でございますが、ここをしっかりと理解されているといいと思うんですが、漁業者等もしっかり対象になっていきますので、まずこの全産業横断の雇用調整助成金、それから持続化給付金、これをまずしっかりと活用していただいて、その上で上の水産特別の対策もありますので、これについても是非御活用いただきたいというものでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの件につきまして、何かございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 お願いなんですけど、5ページ目に水産物の販促の大きな事業があつて、これは事業主体、都道府県もできる格好に書かれているんですが、系統だけじゃなくて、そちらの方への周知もどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山川分科会長 廣野管理調整課長。

○管理調整課長 都道府県につきましては、水産庁の中でそれぞれ都道府県ごとの担当を決めまして、相談に応じるような体制で、都道府県の水産担当とはしっかりとやり取りをしているところです。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内をよろしくをお願いします。

○管理調整課長 事務局でございます。

次回の資源管理分科会、8月下旬を目途に開催をお願いしたいと思っております。それ以前に緊急な事態があれば、この限りではないということですが、日程につきましては後日事務局から調整いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。本日は長時間にわたり御議論くださりまして、ありがとうございました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。